

「文京区男女平等参画推進計画」改定に係る基本的な考え方について

社会的背景

- 国・東京都の法令改正、計画策定等による仕事と育児・介護の両立、女性活躍・多様性尊重の推進
国は第6次男女共同参画基本計画の策定、育児・介護休業法や女性活躍推進法の改正を行うなど、男女共同参画社会の形成を促進している。
東京都も女性活躍推進条例の制定等を通じ、誰もが生き生きと暮らす社会の実現を推進している。
- 国際指標からみる日本のジェンダー平等の格差と二大課題
SDGs 達成度は 19 位へ後退しジェンダー平等が最低評価、ジェンダー・ギャップ指数も 118 位、G7 で最下位となっている。政治分野における国会議員や閣僚の女性割合の低さと経済分野の男女間の賃金格差及び女性の管理職比率の低さなどが大きな課題である。
- 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律の制定
女性を取り巻く課題が生活困窮、性的な被害、家庭の状況など、多様化・複雑化・複合化している現状を受けて制定された。女性の人権尊重と自立支援を目的に、包括的な相談支援体制の整備、官民連携、早期から切れ目ない支援を進め、安心かつ自立して暮らせる社会の実現が求められている。

区民調査から見た主な課題

- 意識としては、性別による役割分担に否定的であっても、実際の行動にはなかなかつながらず、男女間で平等感の認識差が大きいこと。
- 政策・方針決定過程への女性の参画が進んでおらず、女性が参画しやすい環境づくりが求められること。
- ワーク・ライフ・バランスの希望と現実にギャップがあり、働きやすい職場環境の整備が必要であること。
- 暴力・ハラスメント被害が相談につながりにくいこと。
- 性自認・性的指向（LGBTQ等）に関する正しい知識や理解の普及が必要であること。
- メディアにおいて、子どもや性的表現を望まない人への配慮不足、男女イメージの固定的・偏った表現がみられると感じる人が多いこと。
- 生涯を通じた男女の健康支援として、性や妊娠・出産に関する情報提供・相談体制の充実や、子どもの成長段階に合わせた性教育が求められること。

計画の方向性

**一人一人が互いに人権を尊重し、喜びも責任も分かち合いつつ、性別にかかわらず平等な立場で、
自らの意思に基づき、その個性と能力を十分に発揮して、いきいきと暮らせる社会**

- I あらゆる人の人権とその多様性を尊重する意識の形成と多様な幸せを実現する取組の推進（教育、性自認及び性的指向、政策決定過程、地域社会、防災、人権など）
- II あらゆる人の職業生活における活躍の推進（ワーク・ライフ・バランスの推進、就業環境整備など）
- III あらゆる暴力の根絶と生涯を通じた心と身体の健康の支援（配偶者等暴力、困難な問題を抱えている人への支援（困難女性支援基本計画）、男女の健康支援など）
- IV 推進体制の整備（庁内推進体制、国際・国内取組の積極的理解支援など）

【新計画の新たなポイント】

- 固定的な性別役割意識やアンコンシャス・バイアスの解消
- メディアリテラシーの推進
- 共働き、共育での実現に向けた仕事と育児の両立支援
- 困難な問題を抱える女性等への支援
- 仕事と健康課題の両立支援